

福祉



中萩保育園新園舎落成

福 祉

1 生 活 保 護

(1) 生活保護状況

年度	区分	全市人口	月 平 均 保 護		保 護 率	月 平 均 保 護 費	
			実世帯	実人数		支 払 額	一世帯当たり支給額
		人		人	%	円	円
29		119,088	1,066	1,286	10.8	189,332,157	177,610
30		118,384	1,052	1,266	10.7	187,200,123	177,947
令和元		117,349	1,040	1,236	10.5	182,866,877	175,833
2		116,392	1,023	1,217	10.5	174,161,693	170,246
3		114,721	983	1,163	10.1	170,042,517	172,983
4		113,462	957	1,118	9.9	163,612,900	170,964

注：％は千分比、全市人口は社会福祉統計に用いる人口

(2) 生活保護費支出状況

年度		令和 2				3				4			
		延人員		金 額		延人員		金 額		延人員		金 額	
区分		人	%	円	%	人	%	円	%	人	%	円	%
扶 助 費	生活扶助	12,303	29.43	519,459,753	24.86	11,859	29.64	483,410,237	23.69	11,406	29.38	453,477,256	23.10
	住宅扶助	10,944	26.18	230,675,029	11.04	10,445	26.10	224,568,356	11.01	10,131	26.10	218,690,096	11.14
	教育扶助	427	1.02	3,821,110	0.18	330	0.82	2,937,984	0.14	304	0.78	2,385,420	0.12
	介護扶助	3,979	9.52	65,170,563	3.12	3,867	9.66	59,035,858	2.89	3,849	9.91	61,151,738	3.11
	医療扶助	13,814	33.05	1,235,687,567	59.13	13,141	32.84	1,232,357,872	60.39	12,747	32.84	1,184,021,246	60.31
	出産扶助	1	0.00	208,190	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	生業扶助	105	0.25	1,353,923	0.06	132	0.33	1,540,538	0.08	110	0.28	2,572,836	0.13
	葬祭扶助	11	0.03	1,252,540	0.06	10	0.02	1,405,954	0.07	6	0.02	442,418	0.02
	就労自立給付金	10	0.02	327,653	0.02	10	0.02	325,980	0.02	19	0.05	543,478	0.03
	小 計	41,594	99.50	2,057,956,328	98.47	39,794	99.45	2,005,582,779	98.29	38,572	99.36	1,923,284,488	97.96
施設事務費		208	0.50	31,983,991	1.53	220	0.55	34,927,426	1.71	248	0.64	40,070,308	2.04
合 計		41,802	100.00	2,089,940,319	100.00	40,014	100.00	2,040,510,205	100.00	38,820	100.00	1,963,354,796	100.00

(3) 生活困窮者自立支援事業実施状況

年度	30	令和元	2	3	4
区分					
新規相談件数	304	326	1,275	591	301

2 高 齢 者 福 祉

(1) 高齢者人口

(5.4.1 住民基本台帳)

年	区分	総人口	65歳以上	年 齢 階 層 別 人 口				高齢者人口
				65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	構 成 比
		人	人	人	人	人	人	%
31		119,281	38,126	9,204	9,212	7,160	12,550	31.96
2		118,521	38,089	8,348	9,764	7,266	12,711	32.14
3		117,439	37,924	7,679	10,405	6,949	12,891	32.29
4		116,052	37,754	7,262	10,345	6,871	13,276	32.53
5		114,886	37,328	6,851	9,585	7,646	13,246	32.49

(2) 介護保険事業

ア 見込み量(新居浜市高齢者福祉計画2021による)

(ア) 要介護(要支援)認定者の推計数

(単位：人)

年度	区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
3		1,005	1,141	1,500	1,560	903	1,089	793	7,991
4		1,004	1,202	1,500	1,548	928	1,095	834	8,111
5		1,025	1,221	1,518	1,573	940	1,113	859	8,249

イ 要介護認定

(R 5. 3 月末現在) 認定者数 7,801人

(内訳)

(単位：人)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1,073	1,034	1,557	1,447	987	1,038	665

ウ 介護給付費の推移

(単位：千円)

区分	年	29	30	令和元	2	3	4
介護サービス等諸費		10,822,969	11,028,718	11,238,548	11,350,472	11,352,688	11,153,851
介護予防(支援)サービス等諸費		299,055	302,224	324,774	339,764	349,739	356,962
高額介護サービス等費		332,586	339,965	361,142	377,350	372,408	355,451
審査支払手数料		14,405	14,419	14,987	15,167	15,367	15,345
特定入所者介護サービス費		409,789	402,874	394,347	390,944	306,628	244,662
特定入所者介護予防サービス費		170	136	80	220	143	53
計 (介護給付費)		11,878,974	12,088,336	12,333,878	12,473,917	12,396,973	12,126,324

エ 第1号被保険者(65歳以上)保険料

国の特別対策により平成12年4月から半年間は保険料を徴収せず、その後1年間についても保険料を半額とした。また、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、平成15年度・平成18年度・平成21年度・平成24年度・平成27年度・平成30年度及び令和3年度に、介護保険料額が改定された。

(年額・単位：円)

保 険 料 段 階		令和4年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	22,600
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	37,800
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	52,900
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,200
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	94,500
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	113,400
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上かつ360万円未満	128,500
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が360万円以上かつ500万円未満	136,000
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	139,800

※ 合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額である。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(所得段階が第1～5段階のみ)した金額を用いる。

オ 第1号被保険者にかかる介護保険料の収納状況

区分 \ 年度		30	令和元	2	3	4
現年度	調 定 額 (円)	2,715,868,240	2,633,351,410	2,544,239,970	2,530,327,040	2,515,749,490
	収 入 済 額 (円)	2,693,870,764	2,616,011,349	2,531,540,949	2,519,760,020	2,506,060,703
	収 納 率 (%)	99.19	99.34	99.50	99.58	99.61
滞納繰越分	調 定 額 (円)	52,858,534	41,652,228	35,624,868	26,021,497	21,316,771
	収 入 済 額 (円)	22,729,440	16,040,770	16,398,105	11,905,155	8,075,013
	収 納 率 (%)	43.00	38.51	46.03	45.75	37.88
計	調 定 額 (円)	2,768,726,774	2,675,003,638	2,579,864,838	2,556,348,537	2,537,066,261
	収 入 済 額 (円)	2,716,600,204	2,632,052,119	2,547,939,054	2,531,665,175	2,514,135,716
	収 納 率 (%)	98.12	98.39	98.76	99.03	99.10

カ 指定サービス事業所数 (R5.3月末現在)

居 宅 介 護 支 援 事 業 所	52	通所リハビリテーション事業所	78*
訪 問 入 浴 介 護 事 業 所	2	短期入所療養介護事業所	6
訪問リハビリテーション事業所	79*	認知症対応型共同生活介護事業所	31
通 所 介 護 事 業 所	35	介護老人保健施設(老人保健施設)	5
短期入所生活介護事業所	15	認知症対応型通所介護事業所	4
福祉用具貸与事業所	8	介護予防支援事業所	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9	地域密着型介護老人福祉施設	7
小規模多機能居宅介護事業所	8	特定福祉用具販売事業所	8
訪 問 介 護 事 業 所	42	特定施設入居者生活介護事業所	1
訪 問 看 護 事 業 所	97*	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3
居 宅 療 養 管 理 指 導 事 業 所	169*	地域密着型通所介護事業所	14

*みなし指定(申請を要さず指定があったものとみなされる)を含む。

(3) 高齢者福祉対策

高齢者の福祉対策として、福祉施設の充実と老人クラブ活動の育成強化を図るとともに在宅高齢者の福祉を重視した総合的な高齢者の福祉対策を志向している。

また、介護保険の地域支援事業で各種高齢者福祉事業を実施している。

ア 高齢者記念品支給事業

長寿者宅を敬老月間中に訪問し、記念品を贈っている。

令和4年度 63人に支給

イ 老人クラブ育成事業

市内に在住するおおむね60歳以上の方の健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため、老人クラブ組織活動を啓発し、育成助長を図っている。

令和5年4月1日現在

クラブ数 62クラブ

会 員 数 3,506人

ウ 老人広場整備事業

地域高齢者の憩いの場として老人広場の整備を行い、高齢者の健康増進等福祉の向上を図っている。

エ 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの虚弱な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、特別養護老人ホーム「ふたば荘」をセンターとして、24時間体制で緊急通報を受信し、隣人協力者による状況確認、救急連絡等独居高齢者の生命の安全と確認に努める。

令和5年4月1日現在 98台を設置している。

オ 福祉電話の貸与

ひとり暮らしの高齢者の安否の確認、各種の相談を行うため福祉電話を設置している。

令和5年4月1日現在 19台を設置している。

カ 老人短期入所事業

(ショートステイ／養護老人ホーム)

家族の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者を養護できない場合に、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受ける。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された方等

光熱水費実費負担：1日当たり 350円

食材料費実費負担：1日当たり 1,050円

キ 独居高齢者見守り推進事業

民生委員、見守り推進員、ふれあい協力員等社協支部、地域住民が一体となり、一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者の方の状況把握や日常生活における心身の相談に応じている。

令和5年4月1日現在 見守り推進員 273人

対象高齢者数 2,658人

ク 要介護者理美容サービス事業

在宅で中重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に訪問理美容券を希望者に支給する。

年3回 令和4年度実績 延べ 254回

ケ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区に在宅で介護保険制度で非該当（自立）と認定された方及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる方を対象に総合福祉センター別子山分館でデイサービスを実施し社会的孤独感の解消、自立生活の助長、心身機能の維持向上を図っている。

コ 家族介護者慰労金支給事業

在宅において中重度の介護を要する高齢者を介護している者に対し、慰労金を支給することにより、介護者及び要介護者の福祉増進を図る。

(4) 地域支援事業

ア 要介護者紙おむつ支給事業

在宅で中重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に紙おむつを支給する。

イ 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申立てを行うべき者がいない方に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を行う。

(5) 地域包括支援センター

地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活続けることができるよう、総合的に支援する。多職種連携の取組を強化し、自立支援を図る。

令和4年度事業内容

1. 予防給付ケアプラン作成事業

新規契約件数 687件
予防給付ケアプラン作成 延べ 15,222件

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

事業対象者(令和5年3月31日現在) 183人
介護予防ケアマネジメント 延べ 6,017件
栄養改善個別指導事業 113人

一般介護予防事業

介護予防教室 52回 延べ 1,032人
健康長寿地域拠点づくり事業 計 106か所
大島地区 延べ 435人
市民体操指導士活動 18人 延べ 111回
市民体操指導士養成講座 7回 修了者 22人
地域リハビリテーション活動支援事業 13回 延べ 59人

3. 総合相談支援事業、権利擁護事業

相談件数 地域包括支援センター 971件
協力機関(継続相談含む) 1,949件
第2層協議体開催 35回
ランチ(協力機関)との連絡会 12回
認知症初期集中支援チーム会議 4回
認知症サポーター養成講座 38回 2,234人養成

4. 包括的継続的ケアマネジメント

介護支援専門員研修会 1回
介護支援専門員連絡協議会総会 1回
地域ケア会議 42件

5. 健康長寿コーディネーター配置事業

配置人数 第1層 1人
第2層 4人

6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

個別支援(低栄養・重症化予防) 19人
集団支援(フレイル予防) 60回 629人

7. その他

介護サービス相談員派遣事業 48施設 延べ 19人
介護サービス相談員交流会 3回
在宅医療・介護連携推進協議会 1回
作業部会 4回

(6) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者福祉センター・川西高齢者福祉センター

区分	名称	上部高齢者福祉センター	川東高齢者福祉センター	川西高齢者福祉センター
所在地		中筋町一丁目6番8号 ☎43-6338	八幡二丁目10番23号 ☎32-2134	滝の宮町3番3号 ☎33-5685
敷地面積		2,464.00㎡	1,737.00㎡	1,874.00㎡
構造		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平家建
建物面積		682.83㎡	675.35㎡	596.88㎡
室構成		生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋
建設事業費		1億4,711万3,000円	1億8,033万4,000円	1億3,300万円
完成		昭和55年3月29日	昭和58年3月10日	昭和60年3月19日
定員		190人	190人	190人
使用料		無料	無料	無料
主な設備		冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等
令和4年度の利用者数		24,442人	11,085人	22,134人

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行い、また機能回復訓練の設備を設けている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日（5年間）

(7) 川東高齢者福祉センター大島分館

所在地 新居浜市大島甲128番地の1
敷地面積 515.53㎡
構造 鉄筋コンクリート造2階建
建物面積 414.00㎡
室構成 和室、調理実習室、図書室、大会議室、事務室
完成 昭和56年3月31日
使用料 無料
令和4年度の利用者数 2,172人
※平成27年4月1日より旧大島公民館を老人福祉センターへ用途変更して使用

(8) 慈光園

老人福祉法に基づいて設置した養護老人ホームである。65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由

により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする。

所在地 西の土居町一丁目6番20号
☎ 32-4325
沿革 昭和26年8月、滝の宮町2番1号開設。平成23年6月1日現地に新築移転。なお、平成25年4月1日より指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人三恵会に行わせている。
指定期間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日（5年間）
敷地面積 5,716.99㎡
構造 鉄筋コンクリート造3階建
建物面積 4,988.21㎡
室構成 居室98室、集会室、食堂、面会室、浴室、医務室、調理室、事務室、ショートステイ2室、家族室等
定員 100人
入所状況 66人（5.4.1現在）

(9) 軽費老人ホーム

- ・軽費老人ホーム（A型）
低額な料金で、高齢者を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設処遇よりも入所者の個人の自立性を尊重した在宅処遇を目指す施設。

区分	軽 費 老 人 ホ ー ム				
施設名称	宝 寿 園	ケアハウスファミリア	ケアハウス白寿	ケアハウス夢テラス	ケアハウスプラチナガーデン
経営主体	社会福祉法人 宝集会	社会福祉法人 はびねす福祉会	社会福祉法人 すいよう会	社会福祉法人 三恵会	社会福祉法人 はびねす福祉会
所在地	荷内町2番21号 ☎ 46-2080	船木甲2216番地の29 ☎ 40-2001	清住町1番37号 ☎ 46-5252	西の土居町二丁目 8番12号 ☎ 33-4477	一宮町二丁目 6番72号 ☎ 31-3200
敷地面積	5,109.54㎡	7,463.95㎡	3,511.23㎡	9,925㎡	8,497.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 2階建
建物面積	1,517.40㎡	1,244.37㎡	1,184.76㎡	1,369.58㎡	4,499.43㎡
事業費	3億853万5,000円	2億7,153万7,000円	2億4,907万円	3億2,721万円	18億5,023万円
開設年月日	昭和58年11月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成10年12月1日	平成17年6月1日
定員	50人	30人	28人	30人	60人
入所状況 (5.4.1現在)	37人	25人	20人	22人	59人
主な設備	各室電話設置	個室24室、夫婦室3室	個室24室、夫婦室2室	個室22室、夫婦室4室	個室48室、夫婦室6室 ・老人短期入所 ・デイサービスセンター ・ヘルパーステーション ・在宅介護支援センター ・居宅介護支援事業所

3 児 童 福 祉

(1) 保 育 所

ア 保育所一覧表

(認可保育所)

(5.4.1 現在)

区 分	保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
			敷 地	建 物	3歳 未満	3歳 以上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
公 立	若 宮 保 育 園	昭44. 4. 1	㎡ 3,761.06	㎡ 1,218.92	人 50	人 70	人 120	人 1	人 21	人 5	人 27
	新 居 浜 保 育 園	23. 9. 3	3,087.60	849.03	31	89	120	1	20	5	26
	金 子 保 育 園	27. 9.19	2,731.93	693.95	30	60	90	1	17	5	23
	高 津 保 育 園	44. 4. 1	4,094.08	794.22	30	60	90	1	16	4	21
	垣 生 保 育 園	25. 3. 1	2,237.56	670.64	20	40	60	1	12	4	17
	多 喜 浜 保 育 園	36. 4. 1	1,966.00	697.25	40	80	120	1	9	4	14
	東 田 保 育 園	30. 9. 1	3,338.71	699.60	40	80	120	1	19	5	25
	船 木 保 育 園	29. 8. 1	2,186.35	452.10	20	60	80	1	14	5	20
	角 野 保 育 園	26. 4.30	1,819.60	381.24	15	45	60	1	10	4	15
	大 生 院 保 育 園	26. 4.30	3,221.85	798.00	40	80	120	1	14	5	20
	小 計	10カ所	28,444.74	7,254.95	316	664	980	10	152	46	208
私 立	朝 日 保 育 園	昭23. 9. 3	1,650.00	640.82	30	60	90	1	25	5	31
	み な と 保 育 園	48.11. 5	797.38	708.97	40	60	100	1	17	5	23
	十 全 保 育 園	55. 4. 1	1,285.56	1,364.95	50	70	120	1	18	3	22
	新居浜八雲保育園	平20. 4. 1	2,639.71	849.50	60	90	150	1	22	10	33
	ルンビニ乳幼児保育園	昭48. 4. 1	1,732.00	607.02	35	25	60	1	17	4	22
	さ く ら 乳 児 園	52.12. 1	271.47	354.20	30	0	30	1	9	4	14
	新居浜南沢津保育園	平21. 4. 1	3,249.86	835.50	28	132	160	1	23	5	29
	ミ ド リ 保 育 園	昭38.12.13	2,469.31	768.31	35	85	120	1	18	4	23
	め ぐ み 保 育 園	44. 9. 9	2,382.45	825.78	36	84	120	1	20	8	29
	新 田 保 育 園	61. 1. 1	1,322.33	683.94	30	60	90	1	23	7	31
	泉 川 保 育 園	平15. 8. 1	2,055.90	874.93	55	65	120	1	24	7	32
	みどり園保育所	昭37. 9. 1	3,415.40	1,833.25	80	120	200	1	26	6	33
	す み れ 保 育 園	57. 9. 1	621.00	563.03	45	65	110	1	17	7	25
	中 萩 保 育 園	平24. 4. 1	2,522.30	880.37	50	90	140	1	20	4	25
	新居浜上部のぞみ保育園	昭53. 4. 1	1,760.77	532.60	40	20	60	1	16	4	21
	新居浜萩生保育園	57. 4. 1	2,351.00	493.27	27	63	90	1	15	5	21
	はびねすnursery school	平31. 4. 1	523.55	330.55	22	33	55	1	9	5	15
	小 計	17カ所	31,049.99	13,146.99	693	1,122	1,815	17	319	93	429
合 計		27カ所	59,494.73	20,401.94	1,009	1,786	2,795	27	471	139	637

(へき地保育所)

(5.4.1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	3歳未満	3歳以上	計	園長	保育士	その他	計
別 子 保 育 園	——	m ² 861.42	m ² 204.93	人 —	人 —	人 30	人 (1)	人 0	人 1	人 1

※ 園長は兼任

(認定こども園)

(5.4.1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	3歳未満	3歳以上	計	園長	保育士	その他	計
認定こども園泉幼稚園	平27. 4. 1	m ² 1,929.73	m ² 777.83	人 40	人 90	人 130	人 1	人 20	人 10	人 31
認定こども園グレース幼稚園	平29. 4. 1	3,644.19	1,229.23	15	18	33	1	7	5	13
認定こども園ひかり幼稚園	平31. 4. 1	4,537.16	2,342.64	15	45	60	1	26	6	33
認定こども園菊本幼稚園	令 3. 4. 1	3,300.89	2,691.65	15	33	48	1	19	9	29
認定こども園愛光幼稚園	令 5. 4. 1	1,449.48	635.33	8	10	18	1	12	7	20
合 計	5カ所	14,861.45	7,676.68	93	196	289	5	84	37	126

※ 定員は、2号及び3号認定のみ

(地域型保育事業)

(5.4.1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
か が や き 保 育 園	平27. 4. 1	m ² 94.20	m ² 63.46	人 12	人 7	人 19	人 1	人 7	人 0	人 8
かがやきぶらす保育園	令 2. 4. 1	1,326.92	297.52	12	7	19	1	8	4	13
ぽこ・あ・ぽこ保育園	平29. 4. 1	825	120.00	12	6	18	1	11	4	16
ひまわり乳児園	平27. 4. 1	193.20	164.82	24	12	36	1	15	2	18
こども園みるみる	平27. 4. 1	463.23	110.56	6	6	12	1	8	6	17
合 計	5カ所	2,902.55	756.36	60	44	104	5	49	16	72

イ 入所状況 ()は広域入所含む (5.4.1 現在)

年度	申込者数	要入所者数	入所者数	入所率	未処置者数
令和元	2,891 (2,921)	2,826 (2,855)	2,826 (2,855)	100.00	0
2	2,929 (2,931)	2,835 (2,876)	2,835 (2,876)	100.00	0
3	2,862 (2,893)	2,811 (2,841)	2,811 (2,841)	100.00	0
4	2,790 (2,809)	2,723 (2,742)	2,723 (2,742)	100.00	0
5	2,763 (2,784)	2,701 (2,720)	2,701 (2,720)	100.00	0

ウ 充足状況 ()は広域入所含む (5.4.1 現在)

年 度	認可定員	入所者数	充足率
令和元	3,079	2,826 (2,855)	91.8 (92.7)
2	3,097	2,835 (2,876)	91.5 (92.9)
3	3,146	2,811 (2,841)	89.4 (90.3)
4	3,127	2,723 (2,742)	87.1 (87.7)
5	3,188	2,701 (2,720)	84.7 (85.3)

エ 一時預かり事業

(1) 一般型

市内に在住する1歳以上の就学前児童であって、保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童及び保護者の傷病、入院、私的理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス及び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービスを、通常保育と合わせて保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間とした上で、平均週3日を限度(原則)として保育を実施している。

・実施園 若宮保育園

(2) 余裕活用型

保育施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型一時預かり事業」を実施。市内に在住する就学前児童であって、一般型と同様の利用要件で、利用回数に制限はなく(認定こども園泉幼稚園は一般型と同様)、保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間として保育を実施している。

・実施施設・認定こども園泉幼稚園

- ・かがやき保育園
- ・かがやきぷらす保育園
- ・ひまわり乳児園
- ・こども園みるみる
- ・ぽこ・あ・ぽこ保育園

・保育料

利 用 時 間		利用料金
全日	8時30分～16時30分 (食事あり)	1,500円
半日 (午前)	8時30分～11時30分 (食事なし)	700円
	8時30分～12時30分 (食事あり)	1,000円
半日 (午後)	13時30分～16時30分 (食事なし)	700円
延長保育	開園～8時30分 (食事なし)	30分につき 200円
	全日、半日(午前)、半日(午後)の利用時間を超えて閉園まで(食事なし)	

・令和4年度利用者数 一般型：1,889人
余裕活用型：1,163人

オ 延長保育対策事業

保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、延長保育を行う事業で、保育標準時間延長については、私立保育所17園と、地域型保育事業所2園で実施している。

・実施園 私立保育所

泉川保育園、朝日保育園、新田保育園、十全保育園、ルンビニ乳幼児保育園、さくら乳児園、みなと保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園、すみれ保育園、みどり園保育所、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜萩生保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園、はびねすnursery school

地域型保育事業所

かがやき保育園、かがやきぷらす保育園

カ 障がい児保育事業

保育が必要な障がい児で、保育所で行う集団保育になじむ児童を健常児とともに保育所に受入れて、その健全な社会性の発達の促進を図り、健常児にとっても障がい児との統合保育によって障がい児に対する理解を深め、いたわりや優しさを養い、思いやりのある人間として育てる保育を実施している。

・実施園 公立保育所

若宮保育園、新居浜保育園、金子保育園、高津保育園、垣生保育園、多喜浜保育園、東田保育園、船木保育園、角野保育園、大生院保育園

私立保育所

朝日保育園、みなと保育園、ルンビニ乳幼児保育園、めぐみ保育園、新田保育園、泉川保育園、みどり園保育所、すみれ保育園、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園

(障がい児保育は全園で実施するが、令和4年度障がい児を受け入れた園)

・令和4年度 公立保育所 障がい児 72人
私立保育所 " 97人

キ 病児・病後児保育事業

新居浜市に在住の乳児・幼児又は小学校に就学している児童が、病気の急性期から回復期に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難なとき預かっている。

- ・実施園 なかよし園
- ・利用料

区 分	利用料 (児童1人／日額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯(A)	0円
当該年度(4月から8月までの場合)にあっては前年度)分の市町村民税非課税世帯(B)	1,800円
当該年度(4月から8月までの場合)にあっては前年度)分の市町村民税課税世帯(その他)	2,700円

- ・令和4年度利用者数 延べ257人

ク 休日保育事業

市内のいずれかの保育園に通っている児童(措置年齢1歳以上)で、年間を通して保護者が日曜・祝日に勤務しているため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に、平日の通常保育とは別に実施している。

- ・実施園 ひまわり乳児園
- ・時 間 標準時間認定
午前8時00分～午後6時00分
短時間認定

- 午前8時30分～午後4時30分
(標準時間の範囲内で延長有)
- ・保育料 無料(延長保育料 200円／30分)
- ・令和4年度利用者数 延べ213人
(ひまわり乳児園)

ケ 保育料徴収基準額(月額)

令和5年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表

(令和5年4月1日)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			保育料月額(単位 円)	
階層区分	定 義		保 育 標準時間認定	保 育 短時間認定
A	生活保護世帯等		0	0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		0	0
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700
C 2		48,600円未満	要保護者等世帯 9,000	要保護者等世帯 9,000
			要保護者等世帯以外の世帯 19,500	要保護者等世帯以外の世帯 19,100
D 1		48,600円以上 57,700円未満	要保護者等世帯 9,000	要保護者等世帯 9,000
			要保護者等世帯以外の世帯 24,600	要保護者等世帯以外の世帯 24,100
D 2		57,700円以上 72,800円未満	要保護者等世帯 9,000	要保護者等世帯 9,000
			要保護者等世帯以外の世帯 24,600	要保護者等世帯以外の世帯 24,100
D 3	A階層及びC 1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	72,800円以上 77,101円未満	要保護者等世帯 9,000	要保護者等世帯 9,000
			要保護者等世帯以外の世帯 30,000	要保護者等世帯以外の世帯 29,400
D 4		77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,400
D 5		97,000円以上 133,000円未満	37,000	36,300
D 6		133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,700
D 7		169,000円以上 213,000円未満	48,000	47,100
D 8		213,000円以上 257,000円未満	52,000	51,100
D 9		257,000円以上 301,000円未満	57,000	56,000
D 10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
D 11		397,000円以上	63,000	61,900

備考

- 1 この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
- 2 この表における「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の世帯をいう。
- 3 この表における「要保護者等世帯」とは、次に掲げる者の属する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に掲げる教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所若しくは入居又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
 - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
 - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
 - (8) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 この表における「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 5 この表における「均等割の額」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の同項第2号に規定する所得割の額(子ども・子育て支援法施行規則第21条に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは当該金額を加算した額とする。次項において同じ。)を合算した額をいう。
- 6 所得割の額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定する。

- 7 この表のD 2階層若しくはD 3階層の要保護者等世帯以外の世帯又はD 4階層からD 11階層までの世帯に該当する世帯について、満3歳未満保育認定子ども及び当該満3歳未満保育認定子どもと同一の世帯に属する小学校就学前子ども又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程若しくは同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもの総数が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち満3歳未満保育認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 8 この表のC 1階層からD 1階層までの要保護者等世帯以外の世帯に該当する世帯について、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち満3歳未満保育認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 9 この表のC 1階層からD 3階層までの要保護者等世帯に該当する世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者のうち満3歳未満保育認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
- 10 次に掲げる場合における満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、25日を基礎として日割りによって計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 月の途中において特定教育・保育等を受け始め、又は受けることをやめるとき。
 - (2) 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うとき。
 - (3) 月の途中において特定地域型保育(居宅訪問型保育(新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)第37条第1号に掲げる保育に係るものに限る。))に限る。))を受けることができない日数が1月当たり5日を超えるとき。
 - (4) 子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定するこども家庭庁長官が定める場合に該当し、保育の提供がなされないとき。
- 11 他の市町村で教育・保育給付認定を受けた満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該教育・保育給付認定を行った市町村の定める額とする。

コ 階層別入所状況(広域入所除く)

(5.4.1 現在・単位：人)

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
公立	全額該当児童数	0	25	20	93	169	127	19	12	465
	半額該当児童数	0	0	10	22	38	26	1	1	98
	無料該当児童数	1	31	13	11	3	1	0	0	60
私立	全額該当児童数	0	67	80	295	497	397	54	44	1,434
	半額該当児童数	1	0	35	109	180	114	16	10	465
	無料該当児童数	0	72	54	29	10	14	0	0	179
計		2	195	212	559	897	679	90	67	2,701

(2) 児童福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等	受給者数	支 給 額	開始時期
子 ども 医療費助成	(乳幼児医療費) 乳幼児(就学前)を養育している者で健康保険加入者(平成14年4月より3歳から就学前まで入院医療費助成を拡大)	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 43,699件 (令和4年度)	106,675千円 (令和4年度)	昭和48年4月1日
	(就学前医療費) 3歳から就学前の幼児を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 45,280件 (令和4年度)	61,039千円 (令和4年度)	平成20年1月1日
	(小中学生医療費) 小中学生を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 91,051件 (令和4年度)	229,551千円 (令和4年度)	平成28年10月1日
	(高校生等医療費) 高校生相当年齢の児童を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 25,609件 (令和4年度)	80,792千円 (令和4年度)	令和3年10月1日
養育医療費	出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱等の症状を示し、医師が入院を必要と認めた乳児	保険診療に伴う自己負担分(入院のみ、扶養義務者自己負担金(扶養義務者の所得に応じて、18段階で決定)は、申出により子ども医療費から充当)	支払件数 59件 (令和4年度)	6,058千円 (令和4年度)	平成25年4月1日 (権限移譲により愛媛県から事務移管)
児 童 手 当	中学校修了前の児童を養育している者	対象となる児童の年齢等により月額、次のように支給(令和4年6月分から額改定) 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1、2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 生計主の所得が制限額以上上限額未満 5,000円 生計主の所得が上限額以上の場合 支給なし	7,798人 (R5.2.28現在)	1,762,545千円 (令和4年度)	平成24年4月1日
児 童 扶 養 手	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童又は20歳未満の障がい者を監護している父又は母、及び養育者(父又は母が一定の障がいの状態にあって、児童を養育している場合も支給の対象となる。所得制限がある。)	月額 1人目 受給者の所得額により44,140円から10,410円の間で決定 (令和5年4月から額改定) 2人目(加算) 5,210円～10,420円 3人目以降(加算) 3,130円～6,250円	1,139人 (R5.3.31現在)	480,274千円 (令和4年度)	昭和37年1月1日
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満で、精神又は身体に障がいを有する児童を監護している父母、又は父母にかわって監護している養育者(所得制限がある。)	月額 1人 重度 53,700円 中度 35,760円 (令和5年4月から額改定)	369人 (R5.3.31現在)	県 費	昭和39年9月1日
災 害 遺 児 福 祉 手 当 (県単独事業)	義務教育終了前の児童及び高等学校在学中の者で、生計を維持していた父もしくは母が労働災害、交通災害及び天災等で死亡した遺児の保護者	月額 児童1人につき 3,000円	3人 (R5.3.31現在)	県 費	昭和47年4月1日

(3) 家庭相談員の設置

近年、社会の変動に伴い、児童養育に関し、いろいろな問題が発生しているが、その問題に対し、適切な助言や指導を行い、児童福祉の健全化と向上を図るため、専門相談員を設置している。

令和4年度 相談件数 672件

・留守家庭児童の保護者育成の援助

・その他目的達成に必要な事業

中央児童センター、川東児童センター及び瀬戸児童館の3施設については、昭和62年4月1日から、上部児童センターは平成元年4月1日からそれぞれ管理業務を新居浜社会福祉事業協会に、平成8年4月1日からは社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託している。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営は社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が行っている。

指定期間 令和3年4月1日～

令和8年3月31日

(5年間：再指定)

(4) 中央児童センター・川東児童センター・上部児童センター・瀬戸児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、次の事業を行っている。

- ・児童の集団的及び個別的遊び、並びに体力増進の指導
- ・児童のための地域組織活動の育成

名称 区分	中央児童センター	川東児童センター	上部児童センター	瀬戸児童館
所在地	繁本町8番10号	八幡二丁目10番22号	中萩町10番13号	瀬戸町7番32号
電話	☎34-8600	☎32-8966	☎43-3612	☎41-1983
敷地面積	927.85㎡	1,618.79㎡	2,761.66㎡	2,485.35㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備
建物面積	492.61㎡	343.16㎡	533.09㎡	328.50㎡
室構成	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、学習室、屋上遊 戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、屋外遊戯室、事 務室	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、屋外遊戯室、事 務室	遊戯室、図書室、集会室、 屋外遊戯室、事務室
事業費	6,337万円	1億1,950万円	1億3,460万円	1億9,300万円
完成	昭和54年1月31日	昭和59年3月26日	昭和62年3月18日	昭和57年3月20日
令和4年度 の利用者数	17,516人	15,538人	21,666人	10,964人

(5) 児童遊園地・子供広場

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともに健やかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、児童遊園地、子供広場を設置している。

・児童遊園地

児童遊園地の敷地については、公有地の一部並びに住民等から提供されるものをもって充てている。

面積は原則として500㎡以上であり、用地の使用期間は5年以上である。

児童遊園地には遊具、砂場等を設置する。また、利用対象児童数(主として3歳以上の幼児又は

小学校低学年生)は、おおむね200人以上とする。

設置数 7カ所 (R5.4.1現在)

総面積 8,898.42㎡

・子供広場

子供広場は多数の児童に利用させることを目的として自治会が用地を確保し、市に設置の申請をする。申請内容が市の定める基準に適合していれば設置される。面積は原則として330㎡以上で利用対象児童数は、おおむね50人以上とする。

設置数 55カ所 (R5.4.1現在)

総面積 26,927.6㎡

4 子育て支援

- (1) 子育て世代包括支援センター(すまいるステーション)
妊娠期から出産・子育て期にわたるまで、保健師・助産師・看護師等の専門職が切れ目のない支援を行う。

ア 母子保健相談支援事業

	保健センター内	子育て支援課内
来 所 相 談	811 件	583 件
電 話 相 談	1,351	131
家 庭 訪 問	17	3
個別支援計画作成	266	
関係機関連携	51	227

イ 子育て世代のためのこころのケア "cococare"

妊娠・出産・育児と、女性の心と身体にはさまざまな変化がおとずれることから、目には見えにくい心の健康にも目を向け、臨床心理士・公認心理師によるメンタルヘルス相談を行う。

令和4年度 実 34人 延 44人

ウ 産後ケア事業

産科医療機関において、宿泊型・日帰り型(10時間・6時間)で、助産師等による母子の健康状態の相談、乳房の手当てや授乳指導、沐浴指導等を実施する。(家庭訪問による対応も可能)

令和4年度 宿泊型 30日 日帰りA型 5日
日帰りB型 49日 訪問型 68日

- エ 出産・子育て応援給付金支給及び伴走型相談支援
妊娠届出時に出産応援給付金(妊婦一人につき5万円)及び赤ちゃん訪問時に子育て応援給付金(出生児一人につき5万円)の支給申請受付を行う。また、新たに妊娠8か月アンケートにより出産前の状況把握に努めるとともに、希望者には保健師等の面談を行い、必要な支援につなげる。

令和4年度 出産応援給付金 1,108件
子育て応援給付金 678件

(2) 地域子育て支援の充実

ア 子育てサービス利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及び

その保護者または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てコーディネーターを配置し、必要に応じた相談・助言等を行う。

- ・実施場所 子育てひろばラトル内(基本型)
- ・子育て支援課窓口(特定型)

令和4年度実績 相談件数 基本型 998件
特定型 529件

イ 地域子育て支援拠点事業

0歳からおおむね3歳の子どもとその保護者を対象に、地域に密着した子育て支援の拠点を開設し、交流の場づくり、育児相談、情報提供などを行うことにより、子育ての不安感や負担感、孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進している。

- ・実施場所 泉川保育園地域子育て支援センター
朝日保育園地域子育て支援センター
にこちゃんパーク
子育てひろばラトル
子育てひろばピノッキオ
子育て広場キッズ・政枝
ハッピールーム
プラネットキッズ
子育て広場 ポノ

令和4年度実績 相談件数 1,469件
利用者数 28,352人

ウ 地域子育て支援拠点一時預かり事業

地域子育て支援拠点施設の開設場所を活用し、保護者の負担軽減や突発的な用事や傷病・冠婚葬祭の時など必要に応じた一時預かりを実施している。

対 象 者：原則6か月以上3歳未満

実施場所：ハッピールーム
子育て広場ポノ

令和4年度実績 利用者数 1,347人

(3) 子育て支援対策

ア ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」を会員として募り、相互援助活動を支援する。

令和4年度活動件数 2,398件

イ 子育て応援パスポート事業

子育て世帯の応援に協賛する店舗を募集し、提示することで店舗独自のサービスを受けることのできる「子育て応援パスポート」を対象世帯に交付することにより、子育ての不安感や負担感の軽減を図る。

- ・対象者 妊婦または中学生以下の子どもがいる世帯
- ・令和4年度 交付数 12,599 枚

ウ 愛顔の子育て応援事業

愛媛県と連携して、市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ(県内企業が生産した製品)を市内の登録店舗で購入できる応援券を保護者に配布する。

- ・令和4年度 実績 登録店舗数 47店舗
配布者 464人

エ 移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業

新居浜市内で開催されるイベント等に乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるよう、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台を移動式赤ちゃんステーションとして貸し出す。

- ・令和4年度実績 1回

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の規定により、配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び配偶者と死別又は生別した者及びその者が扶養している20歳以上の子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けている。

新規貸付状況 (単位：千円)

年度 貸付種目	令和2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	4	9,928	9	28,595	10	23,631
技能習得資金	1	816				
修業資金	1	1,632				
就職支度資金						
生活資金						
住宅資金						
転宅資金	1	188			1	200
就学支度資金	8	4,370	11	5,442	2	896
医療・介護資金						
結婚資金						
計	15	16,934	20	34,037	13	24,727

エ 婦人相談

指導や保護の必要な婦人の早期発見を図るとともに、婦人の生活、職業その他いろいろな問題についての相談、指導、助言等を行っている。

また、関係機関との連絡調整も行っている。

家庭・婦人相談員 1人

相談日 月～金曜日

件数 310件(令和4年度)

5 母子・父子福祉

(1) ひとり親福祉対策

ア ひとり親相談

ひとり親家庭の生活相談及び貸付給付等に対する指導、助言を行っている。

母子・父子自立支援員 1人

件数 253件(令和4年度)

イ 子ども・ひとり親家庭医療費助成制度

子ども・ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、昭和49年10月から医療費の自己負担分について助成している。

対象人数 2,221人(R5.3.31現在)

医療件数 29,293件(令和4年度)

医療費総額 350,341,583円(令和4年度)

市助成額 90,450,916円(令和4年度)

6 障 が い 福 祉

(1) 障害者手帳所持者数

【身体障害者手帳所持者数】

(5.4.1 現在・単位：人)

障害	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚 障 害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	87	124	21	23	43	13	311
聴 覚 障 害	18歳未満	0	7	0	0	1	8	16
	18歳以上	17	66	28	48	2	141	302
音 声 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	2	20	20	0	0	43
肢 体 不 自 由	18歳未満	30	10	7	2	1	0	50
	18歳以上	513	633	324	558	196	106	2,330
心 臓 機 能 障 害	18歳未満	10	0	6	3	0	0	19
	18歳以上	686	8	194	91	0	0	979
腎 臓 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	335	0	2	2	0	0	339
呼 吸 器 機 能 障 害	18歳未満	1	1	1	0	0	0	3
	18歳以上	19	2	9	8	0	0	38
膀 胱 ・ 直 腸 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	1	2	8	182	0	0	193
小 腸 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	0	2	0	0	3
免 疫 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	7	2	4	0	0	17
肝 臓 機 能 障 害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	11	2	1	2	0	0	16
小 計	18歳未満	43	18	14	6	2	8	91
	18歳以上	1,675	846	609	940	241	260	4,571
合 計		1,718	864	623	946	243	268	4,662

【療育手帳(知的障がい者)所持者数】

	A 級	B 級	計
18 歳 未 満	112	217	329
18 歳 以 上	319	524	843
計	431	741	1,172

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	1 級	2 級	3 級	計
計	69	742	295	1,106

(2) 障がい者(児)福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開 始 時 期
福 祉 手 当	身障法の1級と2級の一部最重度の知的障がい者(ただし、障がいに対する年金を受けている人、または施設に入所している者を除く。)	月額 15,220円 (R5.4月分から)	12 (R5.3.31現在)	2,465,940 (令和4年度)	昭和50年10月1日
特 別 障 害 者 手 当	在宅重度障がい者 (重複障がい者)	月額 27,980円 (R5.4月分から)	140 (R5.3.31現在)	42,737,050 (令和4年度)	昭和61年4月1日
障 害 児 福 祉 手 当	重度障がい児(20歳未満) (施設入所児童は除く。)	月額 15,220円 (R5.4月分から)	83 (R5.3.31現在)	14,350,140 (令和4年度)	昭和61年4月1日
重 度 心 身 障 がい 者 (児) 医 療 助 成	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A級所持者および身体障害者手帳3～6級と療育手帳B級を合わせもつ人	保険診療に伴う自己負担分	2,829 (R5.3.31現在)	441,577,411 (令和4年度)	昭和49年3月26日
補 装 具 交 理 付 ・ 修 理	18歳未満で身体障害者手帳所持者	補装具の種類 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、義足、義手等	28件 (令和4年度)	2,318,582 (令和4年度)	昭和48年6月28日
	18歳以上で身体障害者手帳所持者		134件 (令和4年度)	15,391,954 (令和4年度)	
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	在宅の重度障がい者・児で、給付等の対象に該当する者	日常生活用具の種類 ポータブルレコーダー、ストマ装具、人工内耳用電池等	3,335件 (令和4年度)	31,434,248 (令和4年度)	昭和47年8月15日
重 度 障 がい 者 (児) タ ク シ ー 利 用 助 成	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚250円の助成券を1か月分4枚交付 (年間最大48枚)	1,352件 (令和4年度)	5,688,936 (令和4年度)	平成27年7月1日

ア 運賃割引制度

身体障害者手帳を有する者は、手帳の呈示によりJR・国内の航空機(1種の場合は介護者も)、四国内の私鉄・バスの運賃割引が適用される。また、県内のタクシーは、手帳の呈示により運賃割引が受けられる。

イ 点字広報・声の広報等発行事業

身体障がい者福祉の一環と広報活動の充実を目的として、毎月1日発行の「市政だより」の内容を点字にし、希望者に送付している。また「市政だより」の内容を録音したCD等を複製して、視覚障がい者へ郵送し、各公民館、図書館、地域福祉課での貸し出しを実施している。

なお、市役所から発送する文書に課名点字シールを貼付し、差出課がすぐわかるように点字シールも作成している。

ウ 声の図書室事業

視覚障がい者福祉の向上と文化活動に寄与することを目的として、小説、新聞のコラム欄等を録音したCD等を貸出申込者に対して郵送している。

エ 手話通訳IoT推進事業

聴覚に障がいのある方に対し、IoTを活用し、自分のスマートフォンや貸出し用タブレットから、本庁にいる手話通訳者と手話をするにより行政手続き相談を手軽に行うことができる。

オ 心身障害者扶養共済制度

障がい者の保護者が生存中に一定の掛金を拠出し、加入者が死亡又は重度の障がいとなったとき、障がい者に終身年金を支給し、保護者(加入者)亡き後の障がい者の生活の安定を図ることを目的としている。

加 入 者 46人 (5.4.1 現在)

市支出金	1,000,927 円	} (令和 4 年度)
県支出金	1,501,066 円	
個人掛金	7,691,607 円	

年金及び支給状況 月額 2 万円 (1 口につき)

受給者 101人

カ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待を未然に防ぐための障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がい者や障がい者虐待に関する理解の普及を図るとともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者の権利利益の擁護を図っている。

業務については、社会福祉法人新居浜愛育会へ委託している。

キ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、公的機関・医療機関及び各種行事等に通訳を派遣し、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的としている。

業務については、新居浜市社会福祉協議会、愛媛県聴覚障害者協会、愛媛県要約筆記サークル連絡協議会へ委託している。

ク 各種事業・行事の実施

市民の障がい者への理解と協力が得られるよう、生き生きしあわせフェスティバルを開催。また、障がい者の社会参加と自立を促進するため、障がい者体育大会、福祉のつどい等を実施している。

ケ ともに生きるまちづくりをめざして

障がい者自らの主体性、自立性を尊重しながら、すべての市民の参加によるすべての市民のための平等な福祉のまちづくりをめざすため、平成 7 年 11 月に新居浜市新障害者(児)福祉対策長期指針を策定し、平成 18 年度に見直しを行い新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画を策定した。

その後見直しを重ね、平成 26 年度に策定した第 2 期障がい者計画、平成 29 年度に策定した第 5 期障がい福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画の計画期間が終了することから、令和 2 年度に見直しを行い、第 3 期障がい者計画、第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画を策定した。

(3) 障がい者福祉センター

障がい者(児)の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法による生活介護事業、障がい者(児)の福祉更生にかかる相談、講習会の開催、団体活動及び奉仕活動の場の提供などを行っている。

また、地域活動支援センターⅢ型「いぶき」を併設しており、機能回復及び社会復帰を図る諸作業の訓練も行っている。

なお、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者とする管理を行っている。

指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～

令和 6 年 3 月 31 日 (5 年間)

名称	障がい者福祉センター	
	本 館	新 館
区分		
所 在 地	庄内町一丁目 14 番 18 号 ☎ 33-3341	
敷 地 面 積	5,324.98㎡	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート ブロック造平家建	鉄筋コンクリート 造平家建
建 物 面 積	697.76㎡	496.50㎡
建 設 費	84,780 千円	74,995 千円
	改修費 130,661 千円	
完 成	昭和 51 年 8 月 31 日	昭和 57 年 3 月 1 日
令和 4 年度 の利用状況	6,348 人	4,148 人

(4) 障害福祉サービス

平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」を提供している。

平成24年度からは、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」が開始されており、また、平成25年4月1日、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正された。

種 類		内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘル プ)	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
	行 動 援 護	障がいにより行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同 行 援 護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
	療 養 介 護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	施 設 入 所 支 援	常に介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護などの日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 (機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 継 続 支 援	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行したが、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために企業・自宅等への訪問や指導・助言等を行います。
	自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

地域相談支援給付	地域移行支援	入所施設に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がいのある人で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。
障害児通所給付	児童発達支援	心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通じて、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が困難なお子さんに対する居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中のお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通うお子さん又は今後通うお子さんにその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	身体障害者等訪問入浴サービス	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人の居宅に訪問し、移動入浴車にて入浴サービスを行います。
	日中一時支援事業	障がい者(児)を障害者支援施設において日中に一時預かりする「日中短期入所事業」、また、障がい児の放課後児童クラブとして「タイムケア事業」を行い支援します。
	その他	理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、社会参加促進事業、成年後見制度利用支援事業等

施設入所状況（新居浜市入所状況）

（5.4.1 現在）

指定障害者支援施設				指定障害者支援施設			
種類	施設名	所在地	人員	種類	施設名	所在地	人員
施設入所支援	アイル	松山市	3	施設入所支援	東予希望の家	西条市	2
	あゆみ苑	新居浜市	15		なかまたち	四国中央市	9
	いつきの里	松山市	2		野村学園	西予市	1
	今治育成園	今治市	1		日野学園	松山市	2
	かなさんどう	松山市	2		ひらい園	松山市	1
	希望の森	西予市	1		北条育成園	松山市	1
	くすのき園	新居浜市	49		星の里	西条市	7
	西条福祉園	西条市	6		まさき育成園	新居浜市	35
	三恵ホーム	東温市	4		松葉学園	西予市	1
	しげのぶ清愛園	東温市	2		道前育成園	西条市	7
	しげのぶ清流園	東温市	3		みどり園マウントヒルズエステート	松山市	1
	太陽の家	四国中央市	3		ライフまつの	松野町	1
	ていずい	西条市	8		道後ゆう	松山市	1
	今治療護園	今治市	1	計			173
	東予学園	西条市	4				

(5) 市内の福祉サービス事業所（通所・施設）

施 設 名	住 所	電話番号	実 施 事 業
あ ゆ み 苑	西の土居町二丁目 8 番12号	33－4477	生活介護、短期入所、施設入所支援
い ち よ う の 木	角野新田町三丁目 3 番36号	66－7410	共同生活援助
い つ ぽ	中西町13番31号	47－8086	共同生活援助
愛 顔 の 木	郷三丁目 6 番10号	45－2531	就労継続支援A型 就労継続支援B型
く す の き 園	萩生1834番地の 1	41－6361	生活介護、短期入所、施設入所支援、 共同生活援助
ク ッ ク ・ チ ャ ム m y m a m a	新須賀町二丁目 6 番16号	33－2115	就労継続支援A型
国 領 荘	角野新田町一丁目 1 番28号	41－2258	生活訓練、短期入所、宿泊型自立訓練、 共同生活援助
コ コ デ ア ン ド	萩生2886番地の 5	64－9201	共同生活援助
サスケ・アカデミー新居浜	高木町 2 番20号 アーバンライフビル 3－2	66－8271	就労移行支援、就労定着支援
サ ス ケ 工 房	若水町一丁目 9 番19号	37－8525	就労継続支援A型
し い た け の 里	垣生三丁目 3 番29号	45－0380	就労継続支援A型
就労継続支援事業所 topa-s	久保田町三丁目 9 番27号	66－9373	就労継続支援B型、共同生活援助
障がい者福祉センター	庄内町一丁目14番18号	33－3341	生活介護
す い よ う 作 業 所	郷甲687番地	46－0936	生活介護、就労継続支援B型
つ ぽ み	喜光地町一丁目 6 番34号	40－6440	就労継続支援B型
ど ん で ん ど ん	下泉町二丁目 7 番25号	40－6111	就労移行支援、就労継続支援B型、 共同生活援助
ハビリテーリング センター vivre	若水町二丁目 4 番38号	35－3003	生活介護
プラネットワークス新居浜	中萩町 5 番 7 号	64－9800	就労継続支援A型 就労継続支援B型
ほ の ぼ の 工 房	喜光地町一丁目 4 番45号	050－ 3797－2411	就労継続支援B型
ま さ き 育 成 園	大生院1686番地	41－6191	生活介護、就労継続支援B型、短期入 所、施設入所支援、共同生活援助
ま ぜ	郷四丁目 9 番43号	31－2077	共同生活援助
ラ イ フ ケ ア	喜光地町一丁目 7 番17号	40－2964	生活介護
ラ ム ー ル	坂井町二丁目 5 番26号 ステーションヒルズ101号室	47－8470	就労継続支援A型
わ か ば 共 同 作 業 所	船木甲741番地の 1	44－7025	生活介護、就労継続支援B型、共同生 活援助
わ か ば 第 2 作 業 所	船木甲2114番地	43－9531	生活介護、就労継続支援B型
わ く わ く ク ラ ブ	多喜浜一丁目 2 番16号	46－4545	生活介護
ワ ー ク チ ー ム ゆ い	南小松原町 3 番32号	47－5111	生活介護、就労継続支援B型、共同生 活援助

※五十音順

※事業の定員等は各施設にお問い合わせください。

(6) 市内の障がい児通所支援事業所

施 設 名	住 所	電話番号	実 施 事 業
えーる	庄内町三丁目4番37号	37-0039	放課後等デイサービス
えーるきた	庄内町四丁目1番38号	47-7525	放課後等デイサービス
えーるいーすと	庄内町四丁目5番33号	66-7103	放課後等デイサービス
おひさまきつず新居浜萩生事業所	萩生739番地の10	66-7490	放課後等デイサービス
O l i v e	瀬戸町12番47号	43-6777	児童発達支援 放課後等デイサービス
K I D A C A D E M Y 新居浜校	新須賀町三丁目1番50号	34-6740	児童発達支援
キ ッ ズ な な い ろ	繁本町7番30号	47-6467	児童発達支援
さくら	角野新田町三丁目3番36号	66-7411	放課後等デイサービス
さわやか愛の家にいはま館	東田三丁目乙11番地の77	43-3666	児童発達支援 放課後等デイサービス
s m i l e	坂井町三丁目3番27号	47-4373	放課後等デイサービス
ナ イ ス お お じ ょ う い ん	大生院343番地の4	66-9331	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナ イ ス し の の め	東雲町二丁目12番44号	66-7517	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナ イ ス に し ば ら	西原町二丁目4番16号	47-8452	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナ イ ス ほ し ば ら	星原町15番49号	47-6408	児童発達支援 放課後等デイサービス
H i g h T o u c h	中村一丁目1番44号	40-7010	放課後等デイサービス
はげみ園	高木町2番60号 (総合福祉センター内)	32-8129	児童発達支援
H a p p y	横水町8番20号	66-8440	放課後等デイサービス
ハビリテリングセンターvivre (重症心身障がい児のみ)	若水町二丁目4番38号	35-3003	児童発達支援 放課後等デイサービス
ぴあ・いろはプラス	北新町2番37号	47-0611	児童発達支援 放課後等デイサービス
ひらり新居浜ルーム	若水町一丁目2番50号	66-9911	放課後等デイサービス
放課後クラブぴのきお	坂井町三丁目6番35号	47-8558	放課後等デイサービス
放課後クラブぴのきおかわひがし	松神子一丁目8番14号	45-0038	放課後等デイサービス
にじいろぱんだ	篠場町10番25号	43-5634	放課後等デイサービス
みらい	垣生一丁目6番25号	66-8133	放課後等デイサービス
療育ルームいろは 放課後クラブぴあ	高木町2番60号 (総合福祉センター内)	33-4860	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
わくわくクラブ	多喜浜一丁目2番16号	46-4545	放課後等デイサービス

※五十音順

7 総合福祉センター (ふれあいプラザ)

高齢者や障がい者(児)を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のため、ボランティアを中心とした地域の人々の福祉活動の拠点施設として平成8年4月に開設。平成10年4月より社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に管理運営を委託。

当施設では、集会・交流機能、相談・情報提供機能、地域福祉活動支援機能、福祉サービス拠点機能、社会参加促進機能、生きがいレクリエーション機能、学習・研修機能の7つの機能をもたせている。

また、平成15年4月1日より総合福祉センター別子山分館の施設管理を行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者とする管理を行っている。

指定期間 平成31年4月1日～
令和6年3月31日（5年間）

(1) 施設の概要（総合福祉センター）

所在地	高木町2番60号 ☎ 35-2940
敷地面積	8,490.68㎡
構造	本体 鉄筋コンクリート造4階建 車庫棟 " 平家建
延床面積	5,279.01㎡
建設事業費	29億8,869万円（用地費を含む）
完成	平成8年2月9日

(3) 使用時間及び使用料

区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備 考
福 祉 の ひ ろ ば	円 1,500	円 2,000	円 2,500	冷房使用5割増 暖房使用3割増
教 養 娛 楽 室 (40名)	500	800	1,000	
調 理 実 習 室 (25名)	1,000	1,500	2,000	
研 修 室 1 (81名)	1,000	1,500	2,000	
研 修 室 2 (42名)	500	800	1,000	
研 修 室 3 (45名)	500	800	1,000	

多 目 的 ア リ ー ナ	使 用 時 間 区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時
	全 面 使 用 (400名)	3,000 円	4,000 円	5,000 円
	個 人	大人(高校生以上)	100	100
		小人(小・中学生)	50	50
	回 数 券	普通券11枚綴として10枚分の料金		

室 構 成	1階	児童発達支援事業所はげみ園、相談室、福祉ライブラリー、福祉の店、おもちゃ図書館、事務室、会議室、ファミリー・サポート・センター、喫茶室
	2階	研修室1・2、調理実習室、多目的アリーナ、健康増進コーナー、教養娯楽室
	3階	放課後等デイサービス事業所放課後クラブびあ、ボランティア・市民活動センター、ボランティア作業室、福祉団体室
	4階	温水プール、研修室3、入浴実習室、屋上ふれあい広場

(2) 施設の概要（別子山分館）

所在地	別子山乙241番地の6 ☎ 64-2350
敷地面積	591.7㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	526.5㎡
建設事業費	2億3,175万円
完成	平成5年8月31日
室 構 成	1階 大広間、事務室、倉庫、ロビー、調理室、新居浜医師会別子山診療所、更衣室、浴室 2階 小会議室、和室

温 水 プ ール	使 用 時 間 区 分	9時30分～12時	13時～16時30分
	全 面 使 用 (50名)	3,000 円	5,000 円
	個 人	大人(高校生以上)	300
		小人(中学生以下)	150
	回 数 券	普通券11枚綴として10枚分の料金	

別子山分館	区 分	使用時間	料 金
	風 呂 付 全 館	4 時間	20,000 円
	小 会 議 室	1 時間	300
	大 広 間 カ ラ オ ケ	1 時間	1,500

※ 上記金額に100分の110を乗じて得た額
(10円未満切り捨て)

(4) 施設の利用状況（総合福祉センター）

(単位：人)

区 分 \ 年 度	令和 2	3	4
温 水 プ ー ル	5,190	5,992	9,303
健康増進コーナー	12,079	8,585	14,365
研 修 室 利 用	14,425	9,453	15,257
多目的アリーナ	11,772	6,924	12,103
おもちゃ図書館	3,171	1,935	3,224
教 養 娛 楽 室	2,807	1,949	3,035
施 設 見 学	58	46	337
合 計	49,502	34,884	57,624
ボランティアセンター	9,610	6,098	10,814

8 健 康 政 策

健康寿命の延伸を目指して、疾病の発症や重症化予防、地域の組織・団体と協働した健康づくり、医療体制の整備や医師等の確保など、生涯を通じた健康施策を総合的に企画・調整する。このため、令和 5 年度から「健康づくり推進本部」を設置、庁内組織を横断した事業の企画・実施を行う体制を整備し、事業を効果的かつ効率的に推進することで、市民が健康でいきいきと暮らせる健康都市づくりの実現を目指す。

(1) 移動デジタル福祉サービス

令和 4 年12月に保健福祉MaaSを活用したマルチタスク車両を導入。保健福祉サービスを地域に届けることで、移動問題を解消するとともに、デジタル技術を活用して効果的な保健指導等を行う。

運行実績

年度	保健指導項目	運行先	運行回数	利用者数
R 4	ハイリスク訪問指導	公民館等	6 回	7 人
	多職種連携ケア会議	居宅付近	2 回	2 人
	高齢者訪問巡回指導	自治会館等	4 回	11 人

(5) 施設の利用状況（別子山分館） (単位：人)

区 分 \ 年 度	3	4
全 館	146	279
小 会 議 室	0	0
大 広 間	51	162
合 計	197	441
診 療 所	209	209

(6) 使用料の減免対象者

- (1) 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者
- (2) 市内在住の60歳以上の者
- (3) 新居浜市が主催又は共催する会議、講習会等を使用するとき。
- (4) 国又は県が総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (5) 市内の社会福祉団体が、総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (6) その他、公益の為に使用する場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 健康アプリ活用普及啓発

令和 5 年 3 月に導入した健康アプリ「新居浜KEN POS」を活用して、市民の健康意識の向上を図り、ウォーキング等を実施することでポイントを付与し、動機の強化を図る。

令和4年度 登録者数 653人

(3) 休日診療・夜間診療

休日・夜間の救急診療は、内科・小児科について新居浜市医師会内科・小児科急患センターで、外科は在宅当番医により行っている。

ア 休日診療

実 施 年 月 昭和49年 3 月
診 療 科 目 内科・小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
外科
在宅当番医

診 療 日 日曜日、祝日、12月31日、
1月2日・3日
診 療 時 間 午前9時～午後5時
実 施 状 況 内科・小児科（開設日数70日、
(令和4年度) 利用者数1,428人）
外科（開設日数70日、利用者数
878人）

イ 夜間診療

実 施 年 月 平成2年4月
診 療 科 目 内科・小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
診 療 日 毎日（日曜日、祝日、12月31日、
1月2日・3日を除く）
診 療 時 間 午後8時～午後11時
実 施 状 況 開設日数295日
(令和4年度) 利用者数1,040人

ウ 深夜(小児科)診療

実 施 年 月 平成21年4月
診 療 科 目 小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
診 療 日 毎日（日曜日、祝日、12月31日、
1月2日・3日を除く）
診 療 時 間 午後11時～翌朝6時
(火・木曜日)
午後9時～翌朝6時
(月・水・金・土曜日)
実 施 状 況 開設日数295日
(令和4年度) 利用者数385人

エ 休日夜間(小児科)診療

実 施 年 月 平成28年4月
診 療 科 目 小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
診 療 日 日曜日・祝日
診 療 時 間 午後6時～午後9時
実 施 状 況 開設日数63日
(令和4年度) 利用者数325人

(4) 新居浜市医師確保奨学金貸付制度

新居浜市医師確保奨学金貸付制度は、将来医師として新居浜市で働く医師数が増加するよう、医学を専攻する学生に、入学及び修学に必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、医師として勤務した場合、奨学金の返還を免除する。

奨学金の種類と貸付金額

- ①修学資金奨学金 月額20万円
- ②入学資金奨学金 入学金として納める額
(50万円を限度とする。)

奨学金の貸付期間

- ①修学資金奨学金 通算6年間を限度とする。
- ②入学資金奨学金 入学する年度1回のみ。

貸付状況

年度	種別	修学資金奨学金	入学資金奨学金
2		2 人	1 人
3		4	2
4		3	0

(5) 新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度

新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度は、歯科衛生士不足の解消と地域医療の充実を図るため、将来歯科衛生士として新居浜市で働く意思のある方に、修学上必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、歯科衛生士として勤務した場合、修学資金の返還を免除する。

貸付金額と貸付期間

月額2万円を通算3年間を限度として貸し付ける。

貸付状況

令和3年度 3人
令和4年度 4人

(6) 地域医療対策強化事業

将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる地域医療提供体制の確保と医療従事者の育成の場の提供を目的に、市内の医療機関にサテライトセンターを設置する愛媛大学医学部寄附講座を開設する。

・「難病・高齢医療学講座」（十全総合病院）

開設年月 令和4年4月

設置期間 令和4年4月から令和9年3月まで
(5年間)

事業内容 ①地域難病ネットワークの構築

②神経難病及び血管病・循環器疾患の
臨床的・基礎的研究

③十全総合病院の診療支援

9 保 健 セ ン タ ー

市民の健康保持、増進及び健康寿命の延伸を目指し「第2次元気プラン新居浜21」及び「第2次新居浜市食育推進計画」「新居浜市自殺対策計画」「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から高齢期までの生涯にわたる健康づくりを推進するために、こころと体の健康づくりに関する普及啓発や健康相談、健康教育、がん検診、感染症予防等の保健事業を実施する。

施設の概要

所 在 地	庄内町四丁目7番17号 ☎ 35-1070
敷 地 面 積	821.87㎡
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
建 物 面 積	1,574.12㎡
室 構 成	栄養実習室、健康相談室、保健指導室、運動指導室、診察室、会議室等
建設事業費	3億8,000万円
完 成	昭和59年7月3日

利用者数

(単位：人)

区分 年度	1歳6か月 児・3歳児 健康診査	乳幼児相談 他	健康教育	健康相談	がん検診 等	食生活改 善推進員 研 修 会	母子健康 手帳交付	その他	計
30	3,598	3,396	1,609	2,562	7,196	601	804	4,200	23,966
令和元	3,318	2,931	1,631	2,175	7,604	511	790	4,487	23,447
2	2,746	1,888	722	515	5,809	284	754	2,936	15,654
3	3,390	1,890	578	452	6,837	198	771	2,306	16,422
4	2,930	1,958	490	939	7,199	371	717	2,288	16,892

(1) 家庭訪問

(単位：件)

訪問別 年度	生活習慣病	その他疾病	乳 幼 児	妊産婦・新生児	そ の 他	計
30	486	25	1,237	1,360	368	3,476
令和元	400	124	1,033	1,208	205	2,970
2	192	216	571	1,116	41	2,136
3	181	146	978	975	30	2,310
4	119	155	607	799	2	1,682

(2) 健康相談

区分 年度	成 人 相 談		乳 幼 児 相 談		ダイヤル相談(成人・乳幼児)		計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
30	197	4,096	101	1,275	2,316	2,316	2,614	7,687
令和元	237	3,321	96	1,071	2,754	2,754	3,087	7,146
2	144	720	708	1,191	4,886	4,886	5,738	6,797
3	279	670	666	1,223	4,759	4,759	5,704	6,652
4	337	1,457	451	1,103	2,888	2,888	3,676	5,448

(3) 健康教育

区分 年度	成 人		乳 幼 児		両親学級		離 乳 食		食育教室		精神保健		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
30	109	3,661	18	923	12	247	36	1,083	139	5,126	36	949	350	11,989
令和元	98	3,138	16	1,045	10	187	33	909	276	5,154	29	754	462	11,187
2	47	1,300	33	476	9	93	18	501	40	1,001	13	275	160	3,646
3	63	6,137	30	405	8	76	20	518	63	1,199	19	314	203	8,649
4	51	6,747	47	728	12	118	24	676	55	935	24	558	213	9,762

健康手帳交付数 44冊（令和4年度）

対 象 者 健康増進法による40歳以上の男女で希望する方

交 付 方 法 各検診、教育、相談、申し出等により交付

(4) 各種がん検診・健康診査

(令和4年度)

区 分	回 数	受診者数	異常なし	要指導	経過観察	要精密検査	要治療 要医療	既医療
胃 が ん	50回	3,324人	3,121人	— 人	0 人	203 人	0 人	— 人
子 宮 頸 が ん	(集団) 46 (個別) 5～2月	1,898 13	1,872 12	—	0 0	19 1	7 0	— —
乳 が ん (マンモグラフィ)	(集団) 49 (個別) 5～2月	2,324 92	2,239 77	—	0 6	85 9	0 0	— —
肺 が ん (ヘリカルCTを含む)	52	5,435	5,300	—	0	135	0	—
大 腸 が ん (11・2月のキャンペーン含む)	52	6,228	5,912	—	0	316	0	—
一 日 人 間 ド ッ ク	36	276	13	—	52	35	176	—
若 年 者 の 健 康 診 査	15	356	229	71	15	16	25	—
骨 粗 鬆 症 検 診	14	418	237	—	115	66	0	—
成 人 歯 周 病 検 診	(個別) 7～10月	1,062	175	343	—	544	—	—
1 歳 6 か 月 児	36	722	559	0	104	15	7	37
3 歳 児	36	743	618	0	72	22	2	29

(5) 健康増進事業

- 健康都市づくり推進員研修会 11回 延べ 358人
- 健康都市づくり推進員地区活動 4,051人
- 運動実技講演会 1回 93人
- あかがねポイント(健康ポイント)付与 2,761件
- にいはまげんき体操の普及 722人
- 健康プログラム事業 350人

(6) 食生活改善地区組織活動事業

種別 年度	食生活改善 講 習 会		推進員研修会		親と子の食生活 共同体験事業	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
30	243	3,585	24	601	3	89
令和元	213	3,471	20	511	3	90
2	0	0	13	284	0	0
3	24	316	10	198	2	26
4	117	1,371	21	371	0	0

食生活改善推進員教育事業

種別 年度	クラス数	教育時間	修了者数
30	1	30	25
令和元	1	20	17
2	0	0	0
3	0	0	0
4	1	20	12

(7) 予防接種実施状況

年 度 接種別			令和 2			3			4		
			対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)
B	C	G	773	778	100.6	720	727	101.0	752	753	100.1
四	種	混 合	3,100	3,205	103.4	2,930	2,984	101.8	2,980	2,884	96.8
三	種	混 合	—	0	—	—	0	—	—	0	—
二	種	混 合	1,054	871	82.6	1,092	816	74.7	1,019	651	63.9
急性灰白髄炎 (不活化ポリオワクチン)			—	2	—	—	2	—	—	1	—
日本脳炎			—	3,154	—	—	2,657	—	—	3,516	—
麻しん・風しん (1 期 2 期)			1,780	1,742	97.9	1,732	1,580	91.2	1,617	1,546	95.6
高齢者インフルエンザ			37,994	26,624	70.1	37,802	21,616	57.2	37,534	21,324	56.8
ヒトパピローマ ウイルス感染症			7,581	200	2.6	7,683	268	3.5	7,701	1,139	14.8
ヒブ感染症			3,064	3,182	103.9	2,913	2,941	101.0	2,984	2,926	98.1
小児の肺炎球菌感染症			3,064	3,129	102.1	2,913	2,941	101.0	2,984	2,922	97.9
水 痘			1,572	1,571	99.9	1,540	1,472	95.6	1,498	1,309	87.4
高齢者の肺炎球菌感染症			5,138	1,576	30.7	4,915	1,456	29.6	4,922	1,134	23.0
B 型 肝 炎			2,319	2,340	100.9	2,160	2,192	101.5	2,256	2,222	98.5
ロタウイルス感染症			1,236	647	52.3	1,584	1,562	98.6	1,656	1,572	94.9
風しん第 5 期定期接種			517	441	85.3	494	472	95.5	190	201	105.8
風しん抗体検査				受検者数 1,384			受検者数 1,430			受検者数 563	
受験生インフルエンザ 予 防 接 種 助 成			2,094	920	43.9	2,106	659	31.3	—	—	—

注 1：対象延人数の算定方法は厚生労働省の方法による。

注 2：対象人口は各年度に新規に予防接種対象者に該当した人口であることに對し、実施人口は各年度における対象者全体の中の予防接種を受けた人員であるため、実施率は100%を超える場合がある。

(8) 結核レントゲン検診

(令和 4 年度)

区 分	対 象 者	検 診 者	要精密検査者	精密検査受診者
一 般	37,754 人	3,485 人	102 人	73 人

注 1：一般市民の結核レントゲン検診対象者は、65歳以上

10 国民健康保険

昭和35年に発足した国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を果たしてきた。

しかし近年、被保険者の年齢構成が高く医療費が高い反面、所得水準が低く保険料収入が少ない等といった構造的な問題を抱えるようになったため、平成30年度からの「国保の都道府県化」により、都道府県が、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。

愛媛県は標準保険料率を算定するとともに各市町村からの納付金を集約し、給付に必要な費用を全額市町に支払い、市町は、納付金を県に納付するとともに、地域住民と身近な関係の中、資格を管理し、県で示された標準保険料率を参考に保険料率を決定し、個々の事情に応じた賦課徴収を行う。また、従来通り保険給付の決定を行い、データヘルス計画などにに基づき被保険者の特性に応じたきめの細かい保健事業を展開する。

今後は、共同保険者となる愛媛県と市町が一体となって、国保事業の適正化や効率化を推進することにより、国保財政の健全化に努めていく。

(1) 被保険者の推移

(5.3.31 現在)

年度	全 市		国民健康保険		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人口
	戸	人	戸	人	%	%
30	57,573	119,281	15,800	23,837	27.4	20.0
令和元	57,808	118,521	15,473	23,086	26.8	19.5
2	57,839	117,439	15,412	22,740	26.6	19.4
3	57,607	116,052	15,031	21,937	26.1	18.9
4	57,655	114,886	14,282	20,505	24.8	17.8

(エ) 高額療養費制度

(5.4.1 現在)

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

適用区分	区 分 ※1	自己負担割合	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降 ※2
ア	旧ただし書所得 901万円超	3割 (未就学児は2割)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100 円
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000 円
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400 円
エ	旧ただし書所得 210万円以下		57,600円	44,400 円
オ	市民税非課税世帯		35,400円	24,600 円

(2) 保険給付の状況

ア 給付内容

(ア) 療養の給付（現物給付）または療養費の支給（現金給付）

被保険者の疾病および負傷に関して給付の制限はなく（第三者行為による傷病は除く）、保険診療で定められたすべてについて給付する。

診 療

薬剤または治療材料の支給、処置、手術、その他の治療、病院または診療所への入院、移送
鍼・灸・マッサージ・柔道整復師の施術
(医師の同意のあるもののみ)

(イ) 給付の割合

一般被保険者	7割
高齢受給者	7割、8割
未就学児	8割

(ウ) 入院中の食事代患者負担額

市民税課税世帯 1食 460円
※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については260円に据置

※経過措置として、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病院に入院している場合は当分の間260円に据置

市民税非課税世帯の人 1食 210円
※市民税非課税世帯として減額認定証を交付された期間のうち、入院日数が過去1年間で90日を超える場合

入院91日以降 1食 160円
市民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準以下の70～74歳の方 1食 100円

70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）

適用区分		自己負担割合	外来(個人単位) 自己負担限度額	外来＋入院(世帯単位) 自己負担限度額
現役並み 所得世帯 ※3	課税所得690万円以上	3割	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% (4回目以降(※2) 140,100円)	
	課税所得380万円以上 (現役並みⅡ)		167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% (4回目以降(※2) 93,000円)	
	課税所得145万円以上 (現役並みⅠ)		80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% (4回目以降(※2) 44,400円)	
市 民 税 課 税 世 帯		2割	18,000 円 (年間上限(※4) 144,000円)	57,600 円 (4回目以降(※2) 44,400円)
市 民 税 非 課 税 世 帯 (低所得者Ⅱ)			8,000円	24,600円
市 民 税 非 課 税 世 帯 (低所得者Ⅰ)			8,000円	15,000円

※1 旧ただし書所得：総所得金額から基礎控除額(43万円)を差し引いた額(区分については、世帯の加入者の旧ただし書所得の合計額で決定する)

※2 過去1年間に4回以上の高額療養費の対象となった場合の4回目以降の自己負担限度額

※3 現役並み所得世帯：70歳から74歳の国民健康保険被保険者のうち、前年中の市民税課税所得が145万円以上ある人がいる世帯

※4 年間上限額は、8月1日から翌年7月31日までの年間合計額に対して適用となる

イ 推 移

(単位：円)

年 度 区 分		令和 2		3		4		
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
療 給 養 の 付	診 療 費	251,732	8,489,703,725	253,201	8,355,823,533	247,328	8,294,081,203	
	薬 剤 支 給	118,741	1,554,154,614	120,814	1,552,311,084	117,265	1,492,599,614	
	計	370,473	10,043,858,339	374,015	9,908,134,617	364,593	9,786,680,817	
療 養 費 等	食事・生活療養		17		23		20	
	療 養 費	診 療 費	116	1,307,800	144	1,921,740	142	4,518,721
		そ の 他	6,297	59,021,283	6,701	60,107,726	6,881	64,136,360
		計	6,413	60,329,083	6,845	62,029,466	7,023	68,655,081
	移 送 費		2	174,880	1	135,300	0	0
療 養 諸 費 計		376,905	10,104,362,302	380,884	9,970,299,383	371,636	9,855,335,898	
高 額 療 養 費		21,996	1,218,605,832	22,233	1,173,067,079	24,064	1,150,459,246	
介 護 合 算 療 養 費		72	1,068,416	65	1,405,752	74	1,132,942	
そ の 他 給 付	出産育児給付		47	19,724,000	46	19,304,000	51	21,360,000
	葬 祭 給 付		191	3,820,000	185	3,700,000	207	4,140,000
	傷 病 手 当		1	80,004	6	545,929	61	2,066,499
	計		239	23,624,004	237	23,549,929	319	27,566,499

療養の給付(診療費)状況

年度	件 数	日 数	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1 件 当 り 日 数	1 件 当 り 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)
30	286,138	633,417	8,977,428,731	1,171.305	2.21	31,374	367,490
令和元	277,038	597,605	8,980,001,692	1,175.983	2.16	32,414	381,187
2	251,732	548,583	8,489,703,725	1,099.651	2.18	33,725	370,859
3	253,201	540,262	8,355,823,533	1,126.189	2.13	33,001	371,651
4	247,328	517,191	8,294,081,203	1,157.957	2.09	33,535	388,318

療養諸費の状況

(単位：円)

年度	費 用 額	保険者負担金	一部負担金	他法負担金
30	10,600,605,637	7,753,691,246	2,454,912,124	392,002,267
令和元	10,609,311,251	7,794,138,920	2,471,611,505	343,560,826
2	10,104,362,302	7,449,351,456	2,335,107,668	319,903,178
3	9,970,299,383	7,381,666,132	2,269,042,283	319,590,968
4	9,855,335,898	7,298,314,136	2,212,724,879	344,296,883

高額療養費の状況

(単位：円)

年度	全 体	現物給付(再掲)	70歳以上(再掲)	未就学児(再掲)	長期疾病(再掲)
30	1,253,006,522	1,095,768,684	340,549,625	1,494,856	128,967,141
令和元	1,239,438,022	1,103,567,391	385,962,022	4,209,018	119,939,833
2	1,218,605,832	1,084,348,430	401,360,948	4,331,147	118,581,950
3	1,173,067,079	1,044,389,671	426,629,075	2,279,997	120,963,211
4	1,150,459,246	1,016,215,692	446,483,419	3,226,973	107,311,899

ウ はり・きゅう施術

本制度は、国民健康保険の被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師、きゅう師の免許を有する施術担当者を利用するもので、昭和40年6月1日発足、月10回を限度に、施術料は1回につき1術1,400円、2術1,500円である。

なお、個人負担額は施術料の3割となっている。

被保険者均等割 1人につき 7,200円

世帯別平等割 1世帯につき 3,500円

イ 賦課限度額

〈医療分〉65万円

〈後期高齢者支援金等分〉20万円

〈介護分〉17万円

ウ 徴収方法

納期は7月から翌年3月まで毎月の9回(7月に料額決定)で、徴収方法は①納付書、②口座振替制度、③65歳以上の方は年金からの特別徴収を行っている。納付書は銀行、郵便局に加え、令和元年度からコンビニ収納を導入し、早期徴収に努めている。

(令和4年度)

徴収区分	納付書	口座振替	特別徴収 (年金天引き)	合 計
件 数 (世帯)	4,185	8,215	4,141	16,541
率 (%)	25.0	49.7	25.3	100.0

(3) 保 険 料

ア 保険料率 (令和4年度)

〈医療分〉

所 得 割 100分の9.09

被保険者均等割 1人につき 2万5,200円

世帯別平等割 1世帯につき 1万7,600円

〈後期高齢者支援金等分〉

所 得 割 100分の2.67

被保険者均等割 1人につき 7,400円

世帯別平等割 1世帯につき 5,200円

〈介護分〉

所 得 割 100分の2.12

エ 収納状況

区分 \ 年度		30	令和元	2	3	4
現年度	調 定 額 (円)	1,942,413,530	1,890,632,800	1,835,244,120	1,800,685,220	1,716,701,170
	収 入 済 額 (円)	1,853,509,856	1,800,108,058	1,763,214,398	1,738,664,491	1,653,834,152
	収 納 率 (%)	95.42	95.21	96.08	96.56	96.34
滞納繰越分	調 定 額 (円)	155,813,500	145,867,324	137,142,984	112,128,901	98,743,227
	収 入 済 額 (円)	68,797,751	64,466,657	73,916,890	57,090,257	47,807,185
	収 納 率 (%)	44.15	44.20	53.90	50.91	48.42
計	調 定 額 (円)	2,098,227,030	2,036,500,124	1,972,387,104	1,912,814,121	1,815,444,397
	収 入 済 額 (円)	1,922,307,607	1,864,574,715	1,837,131,288	1,795,754,748	1,701,641,337
	収 納 率 (%)	91.62	91.56	93.14	93.88	93.73

(4) 国民健康保険事業特別会計の状況（決算）

（歳入）

（単位：円）

区 分 \ 年 度	令和元	2	3	4
保 険 料	1,864,574,715	1,837,131,288	1,795,754,748	1,701,641,337
国 庫 支 出 金	—	21,234,000	6,644,000	—
県 支 出 金	9,347,926,751	8,999,728,463	8,886,031,548	8,782,232,465
繰 入 金	1,194,211,862	1,106,944,630	1,161,258,882	1,241,054,322
市 債	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	70,045,437	160,540,175	154,663,113	150,256,988
繰 越 金	0	0	0	0
歳 入 合 計	12,476,758,765	12,125,578,556	12,004,352,291	11,875,185,112

（歳出）

（単位：円）

区 分 \ 年 度	令和元	2	3	4
総 務 費	202,824,133	217,422,422	226,547,279	197,727,794
保 険 給 付 費	9,130,820,362	8,778,494,387	8,658,994,356	8,541,876,360
国民健康保険事業費納付金	2,991,354,106	2,989,822,103	2,935,206,467	2,946,565,984
共 同 事 業 拠 出 金	1,930	1,440	191	214
保 健 事 業 費	103,915,434	95,869,686	107,823,123	118,534,488
基 金 積 立 金	664,810	401,161	199,425	54,378
公 債 費	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	47,177,990	43,567,357	75,581,450	70,425,894
予 備 費	—	—	—	—
歳 出 合 計	12,476,758,765	12,125,578,556	12,004,352,291	11,875,185,112

(5) 医療費適正化事業

市民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにするため、平成19年度より医療費適正化係を設置し、保険者として主体的に、健康づくりに取り組む体制を強化した。

市民（被保険者）の健康の保持増進を図り、結果として医療費の適正化及び保険者の財政基盤の安定化を図っていくことを目指して、効果・効率的に保健事業に取り組む。

イ 医療費適正化への取り組み

- 重複・頻回受診者への訪問指導
- 医療費通知（年6回）
- 診療報酬明細書の点検調査
- ジェネリック医薬品使用推進
- ジェネリック医薬品差額通知（年4回）

ア 健康づくりへの取り組み

- 特定健康診査（R3年度受診率32.9%）
- 特定健康診査結果説明会（70回）
- 特定保健指導（R3年度実施率62.0%）
- 脳ドック検診（98人）
- 若年者（18歳～39歳）健康診査（74人）
- 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み

11 後期高齢者医療

老人保健法改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行された。対象となる被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障がい認定を受けた者であり、県内の市町で構成される愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。広域連合と市町の事務分担は次のとおりとなっている。

ア 広域連合で行う事務

- ・被保険者の資格の管理に関する事務
- ・医療給付に関する事務
- ・保険料の賦課・減免に関する事務
- ・保健事業に関する事務
- ・その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

イ 市町で行う事務

- ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ・被保険者証及び資格証明書の引き渡し
- ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し
- ・保険料に関する申請の受付
- ・保険料の徴収に関する事務等

(1) 被保険者数の推移 (5.3.31 現在)

年 度	被保険者数
令和元	20,059 人
2	19,905 人
3	20,152 人
4	20,839 人

(2) 保険料

ア 保険料率 (令和4・5年度)

所得割 100分の9.09

被保険者均等割額 49,140円

イ 賦課限度額 66万円

ウ 徴収方法

(特別徴収)

原則として、年金額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない被保険者が対象であり、年金天引きによる納付。納期は4・6・8・10・12・2月の年6回。

(普通徴収)

原則として、年金額が年額18万円未満、または、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える被保険者が対象であり、口座振替又は納付書により金融機関等で納付。納期は7月から翌年3月までの年9回。

※なお、被保険者からの申出により、特別徴収から普通徴収(口座振替)へ徴収方法の変更が可能。

保険料収納状況

区分 \ 年度	令和2	3	4
調 定 額 (円)	1,305,211,611	1,298,294,169	1,353,396,100
収入済額 (円)	1,300,387,622	1,295,043,518	1,349,219,570
収 納 率 (%)	99.63	99.75	99.69

* 滞納繰越分含む

(3) 後期高齢者医療対策費

ア 後期高齢者医療健診

後期高齢者医療制度被保険者の健診については、運営主体である広域連合の努力義務となっているが、広域連合から健康診査実施に係る事務の一部を市町が受託する。受託内容は次のとおり。

- ・健康診査の実施形態等の広報、問合せに関すること。
- ・健康診査の申込みの受付及び受診券の交付等に関すること。
- ・健康診査費用の支払事務等に関すること。
- ・健康診査結果の受診者への通知に関すること。

イ 後期高齢者はり・きゅう施術助成

後期高齢者医療制度施行にあたり、広域連合として、はり・きゅう施術助成事業が行われないことから、市単独として、後期高齢者はり・きゅう施術助成を行う。助成内容は、市内に居住する後期高齢者医療制度被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師またはきゅう師の免許を有する施術担当者を利用する場合に、月10回を限度とし、施術料(1術1,400円・2術1,500円)の3割を被保険者が負担し、7割を市が施術担当者に支給する。

ウ 後期高齢者医療療養給付費負担金

後期高齢者医療給付に要する経費について、窓口の患者負担分を除き、医療給付費全体の12分の1を市町において負担する。

令和4年度 負担金 1,595,030,630円

12 福祉のまちづくり

(1) 新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例

生涯にわたりすべての市民の基本的人権が尊重され、健康で安心して暮らし、自由に社会参加できることが保障される社会の実現に向け、市、市民及び事業者が相互に連携、協働することにより、住みやすくかつ住み続けたいと思えるような人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、福祉のまちづくり条例が制定され、平成15年4月から施行された。

(2) 新居浜市地域福祉推進計画

福祉のまちづくり条例の理念を具現化するための基本施策と行動項目をまとめた「新居浜市地域福祉計画(第一次)」を平成17年4月に策定した。

「新居浜市地域福祉計画(第一次)」に続き平成23年3月に策定した「新居浜市地域福祉計画2011(第二次)」の計画期間が終了したため、第六次新居浜市長期総合計画の期間と連動させ、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「新居浜市地域福祉計画2021(第三次)」を令和3年3月に策定した。

計画では、本市のめざす地域福祉の将来像を「人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす 福祉のまち にいはま」としている。また、それを実現するために、「生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり」、「次世代につなげる、安全で安心なまちづくり」、「やさしさで人がつながり、ともに支え合うまちづくり」、「すべての人の権利と責任を大切にし、生きがいあふれるまちづくり」の4つの基本目標を設定し、「地域共生社会づくり」と「自助、互助、共助、公助」という基本的視点を重視しながら施策の推進を図ることとしている。